

社会福祉法人智辯会 寄附取扱要領

(目的)

1 社会福祉施設における寄附は寄付者本人の自由意志に基づき行われることが基本であり強要等の疑惑をまねく事がないよう寄附行為の透明性を確保する。

(寄附の取扱い)

2 本園への寄附の取扱は下記の通りとする。

- (1) 寄附は寄付者の自由意志によるものであるとともに、寄付者の利益が優先されるものであってはならないことから、寄附の受入にあたっては、寄附申込書によりその意志、目的を確認するものとする。
- (2) 保護者会など支援団体からの寄附については、寄附申込書の他に、その団体の会員に対して寄附を募集した書面などにより、団体の会員の自由な選択に基づいて行われたものであることを確認することとする。
- (3) 取引業者からの寄附については、当該業者との取引について便宜を図っているとの疑惑を招くことのないよう経理規定の契約に関する規定に従い当該業者との契約手続きの適正化・透明性の確保を図ることとする。

(受入手続き)

3 寄附の申込みにあたっては、以下の手続きを行うものとする。

- (1) 寄附の受入の際は複数の職員が立ち会うこと。
- (2) 寄附申込者本人が寄附申込書に必要事項を記入することを基本とする。ただし、寄附申込者が寄附申込書に記入することができない場合は、寄附を受け付けた職員によって確認した内容を寄附申込書に記入し保存するものとする。
- (3) 寄付者に対して領収書を発行するとともに領収書の控えを保存する。
- (4) 寄附申込書に記載された寄附目的に応じた経理区分すること。
- (5) 寄附申込書及び寄附金台帳は理事長又は理事長から権限移譲を受けた者の承認を得ること。

(受入の辞退)

4 以下に掲げる者からの寄附申込みについては、寄附を受け入れない。

- (1) 反社会的勢力や関係する団体
- (2) 便宜供与、反対給付を期待していることが明らかな者
- (3) 寄附の使途等について寄附目的以外に条件を付与する者

(使途)

5 寄附の使途は下記の通りとする。

- (1) 寄附を受けた不動産については、権利関係を明らかにし、所有権移転登記を行った上で、資産として適正に計上し、理事会の承認を得てその活用を図るものとする。
- (2) 寄附を受けた物品については、その目的に応じて活用することができるものとする。なお、固定資産に該当する物品については、寄附受入時の時価をもって固定資産台帳に記帳するものとする。
- (3) 寄附金については、その目的に応じた使途に充当することを原則とし、目的が明確でない場合（施設運営全般である場合を含む）は、経常経費寄附金収入として計上した上で、寄附金の使途としてふさわしい支出に充当するものとする。

（公表）

6 寄附の受入及びその使途については、寄附金を充当して行った活動等がわかる写真やチラシ等を用い、有効に寄附を活用していることについて、施設内掲示板及びホームページ等において公表するように努めるものとする。

（その他）

7 施設から寄附を募集する場合にあっても、その受入については、本要領に基づいて行うものとする。また、特定、不特定を問わず施設から寄付を募集する場合（保護者会等の支援団体に協力を依頼する場合を含む）は、その目的、使途、募集方法及び結果の公表について理事会の承認を受けることとする。

附則

本要領は平成30年4月1日より施行する。